

4 独立行政法人平和祈念事業特別基金

(1) 平和祈念事業特別基金等に関する法律案の審議

平成14年10月21日に第155回国会に政府提案で提出された「平和祈念事業特別基金等に関する法律案」は、独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案として、特殊法人等改革に関連する諸法案を審査するため、衆議院に平成14年10月22日に設置された「特殊法人等改革に関する特別委員会」で11月7日から一括審議が開始され、総務省関係3法案については13日に審議され、これら法律案は、11月18日原案のとおり可決すべきものと決定され附帯決議(参考1)を行い、11月19日衆議院本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、総務委員会において、11月26日平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案の以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を行い、11月28日3案について質疑を行い、討論の後、可決した。なお、3案について附帯決議(参考2)を行い、11月29日参議院本会議で可決成立し、12月6日法律第133号として、公布、施行された。

(参考1) 独立行政法人国民生活センター法案等特殊法人等改革関連四十六法律案に対する附帯決議(衆議院)

政府は、右各法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運用に万全を期すること。
- 一 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 一 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 一 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

- 一 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 一 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

(参考 2) 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 独立行政法人等への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すること。
- 2 独立行政法人等への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、中期目標の設定、評価基準の作成、評価委員会の委員の選任等に十分配慮するとともに、各府省設置の評価委員会と総務省設置の政策評価・独立行政法人評価委員会の連携の強化に努めること。
- 4 独立行政法人等への移行に当たっては、その業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。
- 5 独立行政法人の役員の選任においては、当該分野に関し識見を有する適切な人材を幅広く起用するよう十分配慮すること。
- 6 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人の業務の実績及び役員の業績を的確かつ厳格に反映させるとともに、独立行政法人の役職員の報酬・給与及び退職手当の水準について、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と容易に比較ができる形で公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 7 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

右決議する。

(2) 法律案提案理由説明

① 衆議院

石原行革担当大臣による提案理由説明

ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。

この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。

以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。

次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。

初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。

・・・(省略)・・・平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、・・・それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

(省略)

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

(省略)

以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

② 参議院

片山総務大臣による提案理由説明

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これら三法案は、特殊法人等改革基本法にのっとり昨年十二月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、総務省所管の三の認可法人に関し、平和祈念事業特別基金及び通信・放送機構を解散して独立行政法人に承継するとともに、地方公務員災害補償基金を地方公共団体が主体となって運営することとするため、関係法律の整備を行うものであります。

次に、各法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案は、平和祈念事業特別基金を解散して独立行政法人平和祈念事業特別基金を設立するため、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案は、通信・放送機構を廃止するとともに独立行政法人通信総合研究所と統合し、独立行政法人情報通信研究機構を新たに設置するため、それぞれ、次のような事項を定めるものであります。

第一に、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、各独立行政法人の役員について、理事長、理事、監事を置くこととしております。

第三に、認可法人から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、地方公務員災害補償基金について、地方公共団体が主体となって運営することとするため、地方公共団体の代表者から成る合議制の意思決定機関の設置、役員の選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行うものであります。

なお、これらの各法律案においては、その施行期日を定めておりますが、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は平成十五年十月一日、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案は平成十六年四月一日としております。

以上が各法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

(3) 独立行政法人通則法

(平成11年7月16日法律第103号)

最終改正：平成19年7月6日法律108号

第1章 総則

第1節 通則 (第1条—第11条)

第2節 独立行政法人評価委員会 (第12条)

第3節 設立 (第13条—第17条)

第2章 役員及び職員 (第18条—第26条)

第3章 業務運営

第1節 業務 (第27条・第28条)

第2節 中期目標等 (第29条—第35条)

第4章 財務及び会計 (第36条—第50条)

第5章 人事管理

第1節 特定独立行政法人 (第51条—第60条)

第2節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第61条—第63条)

第6章 雑則 (第64条—第68条)

第7章 罰則 (第69条—第72条)

附則

第1章 総則

第1節 通則

(目的等)

第1条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第2条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第3条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

- 2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。
- 3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第4条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第5条 各独立行政法人の目的は、第2条第1項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第6条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第7条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

- 2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第8条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第9条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第10条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第11条 民法（明治29年法律第89号）第44条及び第50条の規定は、独立行政法人について準用する。

第2節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第12条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第3節 設立

(設立の手續)

第13条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第14条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第20条第1項の規定は、第1項の法人の長となるべき者の指名について準用する。
(設立委員)

第15条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第16条 第14条第1項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第2項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第17条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第2章 役員及び職員

(役員)

第18条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長1人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第19条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第2項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第20条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第18条第2項の規定により置かれる役員は、第1項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第21条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員解任）

第23条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前2項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第24条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

（代理人の選任）

第25条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員任命）

第26条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第3章 業務運営

第1節 業務

（業務の範囲）

第27条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第2節 中期目標等

（中期目標）

第29条 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第30条 独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第31条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第1項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなけ

ればならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第33条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後3月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第34条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第4章 財務及び会計

（事業年度）

第36条 独立行政法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の3月31日（1月1日から3月31日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の3月31日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第37条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第38条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受け

なければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

3 主務大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第39条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第41条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第38条第1項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第43条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第1項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第1項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第45条 独立行政法人は、中期計画の第30条第2項第4号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第46条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（財産の処分等の制限）

第48条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(会計規程)

第49条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第50条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第5章 人事管理

第1節 特定独立行政法人

(役員及び職員的身分)

第51条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第53条 主務大臣は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第54条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第56条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 役員は、離職後2年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前5年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員の災害補償)

第55条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外)

第56条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第57条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第58条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第59条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法 の規定

二 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条、第28条（第1項前段を除く。）、第29条から第32条まで、第62条から第70条まで、第72条第2項及び第3項、第75条第2項並びに第106条の規定

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律 の規定

五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和25年法律第180号）の規定

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第5条第2項、第8条、第9条、第16条から第19条まで及び第24条から第26条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条 から第9条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第5条第2項及び第7条の規定

2 職員に関する国家公務員法 の適用については、同法第2条第6項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第7項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第60条第1項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第72条第1項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第78条第4号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第80条第4項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第57条第2項に規定する給与の支給の基準」と、同法第81条の2第2項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第81条の3第2項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第100条第2項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第101条第1項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第103条第3項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し、又は勤務していた特定独立行政法人の長」と、同法第104条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条及び第6条第3項の規定の適用については、同法第5条第1項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100以内」とあるのは「給与」と、同条第2項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第3条第1項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第57条第2項に規定する給与の支給の基準」と、同法第6条第3項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第12条第1項、第15条及び第22条の規定の適用については、同法第12条第1項中「次の各号に掲げるいずれ

かの勤務の形態（勤務時間法第7条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、第5号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に8分の5を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第15条中「20時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間」と、同法第22条中「第15条から前条まで」とあるのは「第15条及び前2条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条第3項第4号及び第39条第7項の規定の適用については、同法第12条第3項第4号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項」と、「同条第2号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第2号」と、同法第39条第7項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項」と、「同条第2号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和22年法律第100号）第74条第4項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項」と、「同条第2号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第2号」とする。

（国会への報告等）

第60条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第79条又は第82条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第3章第8節及び第4章（第54条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第2節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員兼職禁止）

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第62条 第52条及び第53条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第52条第3項中「実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第63条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第6章 雑則

(報告及び検査)

第64条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第65条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第66条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第67条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第29条第1項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第30条第1項、第45条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第48条第1項の規定による認可をしようとするとき。

三 第44条第3項の規定による承認をしようとするとき。

四 第47条第1号又は第2号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第68条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第7章 罰則

第69条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第54条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第54条第4項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第70条 第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二10万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第9条第1項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第30条第4項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第32条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- 七 第36条第4項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 八 第47条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 九 第60条第1項又は第65条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第72条 第10条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第10条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

(政令への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第4条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第2条第1項第2号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第45条第5項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第1項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第1項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第2項及び第3項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令

で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (平成11年11月25日法律第141号) 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年11月27日法律第125号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年2月8日法律第1号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日法律第98号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1章第1節(別表第1から別表第4までを含む。)並びに附則第28条第2項、第33条第2項及び第3項並びに第39条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第38条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成16年12月3日法律第154号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第121条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第122条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第123条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第124条 政府は、この法律の施行後3年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成17年7月26日法律第89号) 抄

1 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第106条 削除

(罰則に関する経過措置)

第117条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第38条の8(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第70条(第2号及び第3号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第27条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第8条(第2号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第39条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第70条(第2号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第42条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第71条及び第72条(第15号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第2条第2項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第104条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年11月7日法律第113号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)第1条から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第7条並びに附則第6条から第15条まで及び第17条から第32条までの規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月2日法律第50号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成18年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第62号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成13年法律第49号)第157条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第334条（理事等の特別背任の罪」とする。

- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第457条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第157条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第62号に掲げる罪とみなす。

附 則 （平成18年11月17日法律第101号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年5月16日法律第42号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成19年5月16日法律第45号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成19年7月6日法律第108号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年12月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中独立行政法人通則法第60条及び第71条の改正規定並びに附則第3条及び第14条から第16条までの規定 公布の日

二 第1条中国家公務員法第38条第4号の改正規定、同法第109条の改正規定（同条第12号に係る部分を除く。）、同法第110条第1項の改正規定（同項第3号、第5号の2及び第18号に係る部分を除く。）及び同法本則に2条を加える改正規定（同法第112条に係る部分に限る。）、第3条中独立行政法人通則法第54条の次に1条を加える改正規定（国家公務員法第109条及び第112条の準用に係る部分に限る。）並びに附則第7条、第10条（附則第7条の準用に係る部分に限る。）、第11条（附則第7条の準用に係る部分に限る。）及び第30条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第2条、第4条及び第5条の規定並びに次条、附則第8条、第11条（附則第8条の準用に係る部分に限る。）、第20条から第22条まで、第24条、第25条、第27条から第29条まで、第33条から第35条まで及び第36条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第16条及び第24条第1項中「附則第7項」を「附則第6項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第40条中内閣府設置法（平成11年法律第89号）目次の改正規定及び同法第67条を削り、同法第68条を同法第67条とする改正規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
（処分等の効力）

第14条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第15条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第8条第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第3号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第16条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。

(4) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律

(昭和 63 年 5 月 24 日法律第 66 号)
最終改正：平成 18 年 12 月 22 日法律 119 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 独立行政法人平和祈念事業特別基金
 - 第 1 節 総則 (第 3 条—第 7 条)
 - 第 2 節 役員及び職員等 (第 8 条—第 12 条)
 - 第 3 節 業務等 (第 13 条—第 16 条)
 - 第 4 節 雑則 (第 17 条—第 19 条)
- 第 3 章 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等
 - 第 1 節 慰労品の贈呈 (第 20 条)
 - 第 2 節 慰労金の支給 (第 21 条—第 31 条)
 - 第 3 節 雑則 (第 32 条)
- 第 4 章 罰則 (第 33 条・第 34 条)
- 附 則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この法律は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者等（以下「関係者」という。）の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行う独立行政法人平和祈念事業特別基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項及び戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等を行うことに関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第 2 条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう。

第 2 章 独立行政法人平和祈念事業特別基金

第 1 節 総則

(名称)

第 3 条 この法律及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人平和祈念事業特別基金とする。

(基金の目的)

第 4 条 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。

(事務所)

第 5 条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第6条 基金の資本金は、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第133号。第15条第1項において「改正法」という。）附則第2条第4項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第7条 基金でない者は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いてはならない。

第2節 役員及び職員等

（役員）

第8条 基金に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 基金に、役員として、理事1人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第9条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員任期）

第10条 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

（運営委員会）

第11条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員9人以内で組織する。

3 委員は、基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 通則法第23条第2項及び第4項の規定は、委員について準用する。

（役員及び職員の地位）

第12条 基金の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3節 業務等

（業務の範囲）

第13条 基金は、第4条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。

二 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。

三 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。

四 前3号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 基金は、前項に掲げる業務のほか、第20条第2項に規定する慰労の事務及び第31

条第1項に規定する審査等の事務を行う。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第14条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定(罰則を含む。)は、前条第1項第3号の規定に基づき基金が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第2条第7項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金の理事長」と、同法第2条第1項及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金の事業年度」と読み替えるものとする。

(運用資金)

第15条 基金は、第13条第1項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るために運用資金を設け、改正法附則第2条第4項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び第6条第2項の規定により出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第47条及び第67条(第4号に係る部分に限る。)の規定は、運用資金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第16条 基金は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行つた後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第13条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 基金は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第4節 雑則

(主務大臣等)

第17条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第18条 国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

第19条 削除

第3章 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等

第1節 慰労品の贈呈

(慰労品の贈呈)

第20条 総務大臣は、戦後強制抑留者又はその遺族に総務省令で定める品を贈ることによりこれらの者を慰労するものとする。

2 総務大臣は、基金に、前項の慰労の事務を行わせるものとする。

第2節 慰労金の支給

(慰労金の支給)

第21条 戦後強制抑留者又は昭和63年7月31日以前に死亡した戦後強制抑留者（以下「死亡者」という。）の遺族で、同年8月1日において日本の国籍を有するものには、前条第1項の慰労品を贈るほか、慰労金を支給する。ただし、同日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有する者若しくは同日前においてその権利を有した者又はこれらの者の遺族（その権利を有する者又はその権利を有した者が死亡者の遺族であるときは、当該死亡者の他の遺族を含む。）については、この限りでない。

一 恩給法（大正12年法律第48号）その他の恩給に関する法令の規定による年金たる恩給（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第22条第1項ただし書の規定による傷病賜金を含む。）で、当該年金たる恩給の給与事由が第2条に規定する地域において強制抑留されていた期間（以下この項において「抑留期間」という。）内に負傷し、若しくは疾病にかかったことにより生じたもの又は抑留期間が当該年金たる恩給の基礎在職年に算入されているもの

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の規定による障害年金、障害一時金、遺族年金又は遺族給与金で、当該給付の支給事由が抑留期間内に発した負傷又は疾病により生じたもの

三 退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づく退職年金又は遺族年金（昭和63年7月31日において退職したとしたならば抑留期間に係る在職年を算入した期間に基づき支給されることとなる退職年金を含む。）

2 慰労金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行う。

3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、昭和68年3月31日（死亡者の死亡の事実が判明した日が昭和64年4月2日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日から起算して四年を経過する日）までに行わなければならない。

4 前項の期間内に慰労金の支給を請求しなかった者には、慰労金は、支給しない。

(慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第22条 慰労金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和63年7月31日以前に、死亡者の2親等内の血族（以下この項において「近親者」という。）以外の者の配偶者となった者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年8月1日において当該養子である者を除き、子、孫又は兄弟姉妹については、死亡者の死亡の日以後同年7月31日以前に離縁によって死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年8月1日において近親者以外の者の養子となっている者を除く。

2 死亡者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、その子は、死亡者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和63年8月2日以後に出生し、かつ、出生によって日本の国籍を取得したものは、同月1日において日本の国籍を有していたものとみなす。

(慰労金の支給を受けるべき遺族の順位等)

第23条 慰労金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による。ただし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の日においてその死亡者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により慰労金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和63年8月1日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同月2日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日）以後引き続き1年以上生死不明である場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を慰労金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 慰労金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした慰労金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした慰労金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

（慰労金の額及び記名国債の交付）

第24条 慰労金の額は、10万円（遺族に支給する慰労金にあつては、死亡者1人につき10万円）とし、2年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第2項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 この法律に定めるもののほか、第2項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（慰労金に係る権利の承継）

第25条 慰労金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に慰労金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該慰労金の支給を請求することができる。

2 第23条第3項の規定は、次の場合について準用する。

一 前項の規定による請求に基づいて慰労金の支給を受けるべき同順位の相続人が2人以上ある場合

二 前条第1項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が2人以上ある場合において、当該国債の記名者の死亡前に支払うべきであった当該国債の償還金の請求若しくはその支払をし、又は当該国債の記名変更の請求若しくはその記名変更をするとき。

（異議申立期間）

第26条 慰労金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第48条の規定にかかわらず、同法第14条第3項の規定は、準用しない。

（譲渡又は担保の禁止）

第27条 慰労金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第28条 慰労金の支給を受ける権利及び第24条第1項に規定する国債は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合は、

この限りでない。

(非課税)

第29条 慰労金には、所得税を課さない。

2 慰労金に関する書類及び第24条第1項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(慰労金の返還)

第30条 不実の申請その他不正の手段により第24条第1項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、総務大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、総務大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第1項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、総務大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(審査等の事務の取扱い)

第31条 総務大臣は、基金に、第21条第2項の認定に関する事務のうち、慰労金の支給の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務(次項において「審査等の事務」という。)を行わせるものとする。

3 総務大臣は、前項の規定により審査等の事務を行わせるときは、基金が審査等の事務を開始する日及び審査等の事務を行う事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

第3節 雑則

(総務省令への委任)

第32条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この章の規定の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総務省令で定める。

第4章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、20万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により総務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第13条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第15条の規定に違反して運用資金を運用したとき。

第34条 第7条の規定に違反した者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第27条第2項、第3章及び次条の規定は、昭和63年8月1日から施行する。

(国債の発行の日)

第2条 第24条第2項に規定する国債の発行の日は、昭和63年9月1日とする。

(政府の出資)

第3条 政府は、第27条第1項に掲げる業務の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、昭和63年度から5年度を目途として、第6条第1項及び第2項の規定により出資される金額が200億円となるまで、基金に出資するものとする。

(経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に平和祈念事業特別基金という名称を使用している者については、第7条第2項の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

第5条 基金の最初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の3月31日に終わるものとする。

第6条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第30条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(資本金の取崩し等)

第7条 基金は、第13条第1項第4号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

第8条～第12条 (関係法律の改正、略)

附 則 (昭和63年12月30日法律第109号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 次に掲げる規定 昭和64年4月1日

ヌ 附則第82条及び第83条の規定、附則第84条の規定(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第7条第1項及び第2項の改正規定に限る。)並びに附則第86条から第109条まで及び第111条から第115条までの規定

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日法律第98号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1章第1節(別表第1から別表第4までを含む。)並びに附則第28条第2項、第33条第2項及び第3項並びに第39条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第38条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第39条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成14年12月6日法律第133号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、次条及び附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

(旧基金の解散等)

- 第2条 この法律による改正前の平和祈念事業特別基金等に関する法律（以下「旧法」という。）第2章の規定により設立された平和祈念事業特別基金（以下「旧基金」という。）は、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の成立の時に
おいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に基金が承継する。
- 2 旧基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
 - 3 旧基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
 - 4 第1項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法の規定に基づき政府から旧基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。
 - 5 第1項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、基金が承継する資産の価額（前項の規定により政府から基金に対し出資があつたものとされた金額を除く。）が、基金が承継する負債の金額と第8項の規定により国庫に納付する金額との合計額を超えるときは、その差額に相当する額は、基金の積立金として整理するものとする。
 - 6 前項に規定する資産の価額は、基金の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
 - 7 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。
 - 8 基金は、基金の業務の遂行に支障のない範囲内において国庫に納付するものとして政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付するものとする。この場合において、国庫に納付する金額は、基金が承継する資産の価額（第4項の規定により政府から基金に対し出資があつたものとされた金額を除く。）から、基金が承継する負債の金額を差し引いた額に相当する金額を限度とする。
 - 9 前項の規定による納付金の納付の手續に関して必要な事項は、政令で定める。
 - 10 第1項の規定により旧基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（処分、手續等に関する経過措置）

第3条 この法律の施行前に旧法（第18条を除く。）の規定によりした処分、手續その他の行為は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）又はこの法律による改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前にした行為及び附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成16年6月23日法律第130号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成16年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 第2条、第7条、第10条、第13条及び第18条並びに附則第9条から第15条まで、第28条から第36条まで及び第38条から第76条までの規定 平成17年4月1日

附 則（平成 18 年 12 月 22 日法律第 119 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 22 年 9 月 30 日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

（独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等）

第 2 条 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時に国が承継し、一般会計に帰属する。

2 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに独立行政法人通則法第 38 条に規定する財務諸表及び事業報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとする。

3 基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、総務大臣が独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の評価を受けるものとする。

4 第 1 項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 4 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(5) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律

(平成18年12月22日法律第119号)

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止)

第1条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号）は、廃止する。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正)

第2条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第7条を次のように改める。

(資本金の取崩し等)

第7条 基金は、第13条第1項第4号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかったものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。

附 則 (施行期日)

第1条 この法律は、平成22年9月30日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等)

第2条 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時に国が承継し、一般会計に帰属する。

2 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第36条第1項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに独立行政法人通則法第38条に規定する財務諸表及び事業報告書の作成等については、総務大臣が従前の例により行うものとする。

3 基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、総務大臣が独立行政法人通則法第32条第1項の評価を受けるものとする。

4 第1項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第4条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(総務省設置法の一部改正)

第5条 総務省設置法（平成11年法律第91号）の一部を次のように改正する。

第4条第88号を次のように改める。

八十八 削除

(6) 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(抄)

(平成12年6月7日政令第316号)

最終改正：平成19年7月20日政令第219号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第1条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第32条第3項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条及び総合法律支援法（平成16年法律第74号）第48条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第2条 通則法第39条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第1条第1項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

- 一 通則法第39条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が100億円に達しないこと。
- 二 通則法第38条第1項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が200億円に達しないこと。

(主務大臣への報告)

第3条 通則法第60条第1項の規定による報告は、1月1日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、1月30日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第4条 通則法第60条第1項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条又は第82条の規定による休職又は停職の処分を受けた者
- 二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第7条第5項の規定により休職者とされた者
- 三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定により派遣された者
- 四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の規定により育児休業をしている者又は同法第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員（同法第22条の規定による勤務をしている者を含む。）
- 五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている者

(積立金の処分に係る承認の手続)

第5条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第44条第

1 項又は第2 項の規定による整理を行った後、同条第1 項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6 月3 0 日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

- 一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第6 条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6 月3 0 日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第1 項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第2 項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第7 条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7 月1 0 日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第8 条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条 （略）

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成1 3 年1 月6 日から施行する。

（国の貸付金の償還期間等）

2 通則法附則第4 条第2 項に規定する政令で定める期間は、5 年（2 年の据置期間を含む。）とする。

3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和6 2 年法律第8 6 号）第5 条第1 項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和3 0 年法律第1 7 9 号）第6 条第1 項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第4 条第1 項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第4条第5項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

別表（第5条、第6条、第8条）

一	二	三	四	五
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人 平和祈念事業 特別基金	独立行政法人平和祈念事業特 別基金等に関する法律(昭和 63年法律第66号)第16 条第1項	総務省令	同条第3項	一般会計
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(7) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律施行令

(平成15年6月21日政令第291号)

内閣は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号）第19条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）又は基金の役員若しくは職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第124条の2第1項に規定する特定公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

附 則

この政令は、平成15年10月1日から施行する。

(8) 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

(平成 15 年 6 月 27 日政令第 292 号)

内閣は、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 133 号）附則第 2 条第 7 項及び第 10 項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第 1 章 関係政令の整備（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 経過措置（第 11 条・第 12 条）

附則

第 1 章 関係政令の整備

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第 1 条 国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 137 号を次のように改める。

百三十七 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 133 号）附則第 2 条第 1 項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金第 9 条の 4 第 59 号を次のように改める。

五十九 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第 2 条 国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条第 1 項第 5 号中「平和祈念事業特別基金」を「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 133 号）附則第 2 条第 1 項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金」に改め、同条第 2 項第 5 号中「平和祈念事業特別基金」を「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第 3 条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）の一部を次のように改正する。

別表第二第 2 号中「独立行政法人文化財研究所」の下に「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を加える。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第 4 条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条第 4 項第 5 号中「平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改める。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第 7 条第 1 項の公法人を定める政令の一部改正）

第 5 条 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第 7 条第 1

項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の一部を次のように改正する。

本則中「、平和祈念事業特別基金」を削る。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第6条 独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）の一部を次のように改正する。
別表平和祈念事業特別基金の項を削る。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第7条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和51年政令第252号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第2号中「独立行政法人文化財研究所」の下に「、独立行政法人平和祈念事業特別基金」を加える。

（財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第8条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第349号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「平和祈念事業特別基金、」を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第9条 総務省組織令（平成12年政令第246号）の一部を次のように改正する。

第3条第21号及び第26条第3号中「平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第10条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成15年政令第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、平和祈念事業特別基金」を削る。

第2章 経過措置

（承継される権利に係る財産に係る評価委員の任命等）

第11条 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第2条第6項の評価委員は、次に掲げる者につき総務大臣が任命する。

一 総務省の職員 1人

二 財務省の職員 1人

三 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下この号において「基金」という。）の役員（基金が成立するまでの間は、基金に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第15条第1項の設立委員） 1人

四 学識経験のある者 2人

2 改正法附則第2条第6項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 改正法附則第2条第6項の規定による評価に関する庶務は、総務省大臣官房管理室において処理する。

（平和祈念事業特別基金の解散の登記の嘱託等）

第12条 改正法附則第2条第1項の規定により平和祈念事業特別基金が解散したときは、総務大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

1 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

附 則

この政令は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。

(9) 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令

(平成15年9月10日総務省令第114号)
最終改正：平成19年3月8日総務省令第18号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号）及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）の規定に基づき、並びに独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を実施するため、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を次のように定める。

（業務方法書の記載事項）

第1条 独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第28条第2項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（以下「基金法」という。）第13条第1項第1号に規定する関係者の労苦に関する資料の収集、保管及び展示に関する事項
- 二 基金法第13条第1項第2号に規定する関係者の労苦に関する調査研究に関する事項
- 三 基金法第13条第1項第3号に規定する関係者の労苦に関しての出版物その他の記録の作成及び頒布並びに講演会その他の催しの実施及び援助並びにこれへの参加に関する事項
- 四 基金法第13条第1項第4号に規定する関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業に関する事項
- 五 基金法第13条第1項第5号に規定する業務に関する事項
- 六 基金法第13条第2項に規定する事務に関する事項
- 七 業務委託の基準
- 八 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 九 その他基金の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の認可等）

第2条 基金は、通則法第30条第1項の規定により基金に係る同項の中期計画（以下この条及び第4条第1項において「中期計画」という。）の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（基金の成立後最初の中期計画については、基金の成立後遅滞なく）、総務大臣に提出しなければならない。

- 2 基金は、通則法第30条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

第3条 基金に係る通則法第30条第2項第7号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 基金法第16条第1項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

四 その他基金の業務の運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第4条 基金に係る通則法第31条第1項の年度計画（次項及び次条において「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 基金は、年度計画を変更したときは、通則法第31条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務の実績の報告)

第5条 基金は、通則法第32条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会（通則法第12条第1項の規定により総務省に置かれる行政法人評価委員会をいう。以下この条及び第7条において同じ。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第6条 基金に係る通則法第33条の事業報告書には、基金に係る通則法第29条第2項の規定により中期目標に定められた事項（次条において「中期目標の事項」という。）ごとに、その実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間の業務の実績の報告)

第7条 基金は、通則法第34条第1項の規定により基金に係る通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間（以下この条及び第13条において「中期目標の期間」という。）における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第8条 基金の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成10年政令第392号）第24条第1項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第10条において「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計の処理)

第9条 総務大臣は、基金が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 基金に係る通則法第38条第1項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(閲覧期間)

第11条 基金に係る通則法第38条第4項に規定する主務省令で定める期間は、5年間とする。

(短期借入金の認可の申請)

第12条 基金は、通則法第45条第1項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(積立金の処分に係る承認申請書の添付書類)

第13条 基金に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第5条第2項に規定する総務省令で定める書類は、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該中期目標の期間の最後の事業年度の損益計算書とする。

(運営委員会の委員の任命の認可の申請)

第14条 基金の理事長は、基金法第11条第3項の認可を受けようとするときは、運営委員会の委員として任命しようとする者の氏名、住所及び経歴を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(慰労品)

第15条 基金法第20条第1項の総務省令で定める品は、銀杯とする。

(慰労金の支給の請求手続)

第16条 基金法第21条第1項の慰労金の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第1号による戦後強制抑留者慰労金請求書を基金に提出しなければならない。

2 請求者が基金法第2条に規定する戦後強制抑留者（以下「戦後強制抑留者」という。）として慰労金の支給を請求する場合は、前項の請求書に、次の書類を添えなければならない。

- 一 請求者の昭和63年8月1日における戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し
- 二 請求者が基金法第21条第1項ただし書に該当しないことを認めることができる書類

3 請求者が昭和63年7月31日以前に死亡した戦後強制抑留者（以下「死亡者」という。）の遺族として慰労金の支給を請求する場合は、第1項の請求書に、次の書類を添えなければならない。

- 一 請求者の昭和63年8月1日における戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し
- 二 請求者が基金法第21条第1項ただし書に該当しないことを認めることができる書類

三 死亡者の死亡の当時におけるその死亡者と請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（請求者が、死亡者の死亡の当時、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合は、その事情を認めることができる書類）及び請求者が基金法第22条第1項ただし書に該当しないことを明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本

四 請求者が基金法第22条第1項に規定する配偶者以外の者である場合は、その者より先順位の者がいないことを認めることができる書類

4 請求者が基金法第25条第1項の規定により死亡した慰労金の支給を受ける権利を有する者の相続人として慰労金の支給を請求する場合は、第1項の請求書に、第2項又は前項の書類及び当該請求者が慰労金の支給を受ける権利を有する者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

(認定の通知)

第17条 総務大臣は、請求者が慰労金の支給を受ける権利を有するものと認定したときは、様式第2号による慰労金認定通知書を当該請求者に交付するものとする。

2 総務大臣は、請求者が慰労金の支給を受ける権利を有しないものと認定したときは、様式第3号による慰労金却下通知書を当該請求者に交付するものとする。

(慰労金の受給順位の変更の請求手続)

第18条 基金法第23条第2項の規定により慰労金の支給を受けるべき順位の変更の請求をしようとする者は、様式第4号による慰労金受給順位変更請求書に、同項に規定する先順位者の生死不明の事実を認めることができる書類を添えて、これを基金に提出しなければならない。

(法令に基づく引当金等)

第19条 基金は、基金法附則第7条の規定によりその資本金の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額により資本金を減少したときは、当該減少した額を、特別記念事業準備金に振り替えるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月8日総務省令第18号)

この省令は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第16条第1項関係）

（表 面）

戦 後 強 制 抑 留 者 慰 労 金 請 求 書							
戦後強制抑留者に関する事項	ふりがな			生年 月日	明治・大正・昭和		
	引揚当時の氏名				年 月 日		
	引揚当時の本籍	都・道・府・県					
	上陸年月日	昭和 年 月 日	引揚船名				
	出航地	※ 1 ナホトカ 2 その他 ()					
	上陸地	※ 1 舞鶴 2 函館 3 その他 ()					
	引揚当時の身分	※ 1 軍人(陸・海) 2 軍属(陸・海) 3 その他 ()					
※ 引揚後の国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員としての就職経験							
1 ある ⇒		就 職 年 月	退 職 年 月	最終勤務先 (具体的に)			
2 ない		昭和 年 月	昭和 年 月				
遺族	ふりがな			戦後強制抑留者との続柄			
	氏名						
	代理人等	ふりがな			区 分	※ 1 代理人	
	氏名			2 親権者			
	住所						3 後見人
国債の受領を独立行政法人平和祈念事業特別基金に							
※ 1 委任する							
2 委任しない ⇒		国債受領希望取扱店名					
国債の償還金の希望支払場所							
<p>上記により、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律」に基づく慰労金を請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">現住所</p> <p style="text-align: center;">ふりがな</p> <p style="text-align: center;">請求者氏名 ⑩</p> <p style="text-align: center;">連絡先：電話 () -</p>							
総務大臣 殿							

（裏面の記入上の注意をよく読んで記入してください）

慰 労 金 認 定 通 知 書

第 号

下記のとおり認定したので通知します。

平成 年 月 日

総 務 大 臣 印

根 拠 法	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律		
給 付 の 種 類	慰労金		
国 債 の 名 称	国庫債券		
券 面 種 別	10万円券	国債の記号	号
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日生		
住 所			

注意 国債を受領するときは、この通知書を呈示してください。

慰 労 金 却 下 通 知 書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。

平成 年 月 日

総 務 大 臣 印

根 拠 法 請 求 の 種 類 請 求 年 月 日	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律 慰労金の支給の請求 昭和・平成 年 月 日
請 求 者	氏 名 生年月日 住 所
却 下 の 理 由	年 月 日生

注意 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に行政不服審査法第15条第1項に定める事項を記載した書面で、総務大臣に対し不服申立てをすることができます。

様式第4号（第18条関係）

慰労金受給順位変更請求書		
死亡した戦後強制抑留者	ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日
生死不明者	ふりがな 氏名	
	死亡した戦後強制抑留者との続柄	
	従前の住所	
	生死不明の理由及び期間	
	ふりがな 氏名	
	死亡した戦後強制抑留者との続柄	
	従前の住所	
	生死不明の理由及び期間	
次順位者	ふりがな 氏名	
	死亡した戦後強制抑留者との続柄	
	住所	
	ふりがな 氏名	
	死亡した戦後強制抑留者との続柄	
	住所	
<p>上記のとおり、慰労金の支給を受けるべき順位にある者が生死不明ですから、次順位者を慰労金の支給を受けるべき者とみなすよう請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿 請求者氏名 _____ (印)</p>		

(10) 組織・定員・所掌事務

役員

基金の業務執行機関として、理事長、理事1名、監事2名（非常勤）が置かれ、随時役員会が開催されている。

運営委員会（基金法第11条）

基金の運営に関する重要事項を審議する機関として、基金の業務に関し学識経験を有する者9名をもって構成する運営委員会が置かれている。

なお、同委員会の委員の構成状況及び開催状況は、次のとおりである。

運営委員会委員一覧（平成15年10月1日～）

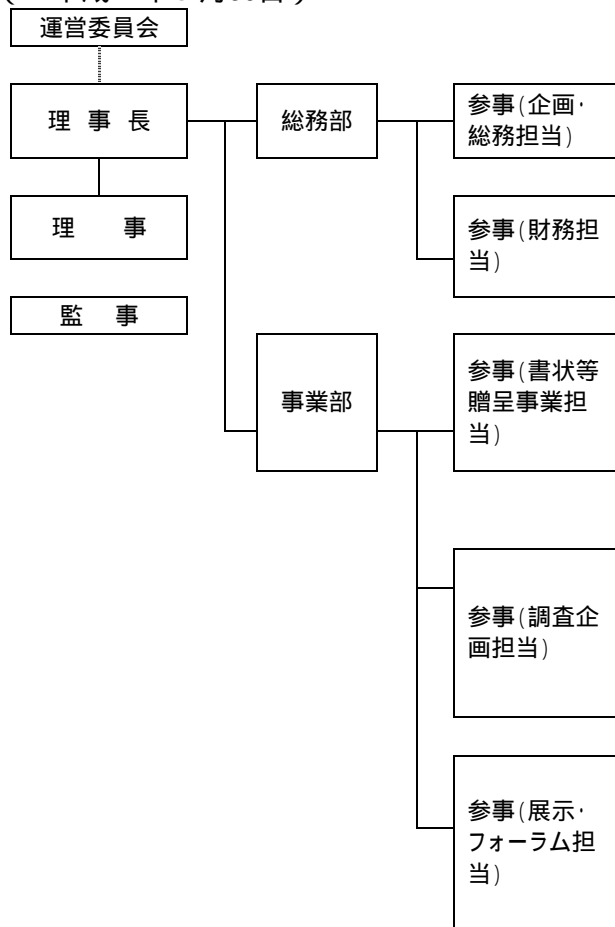
		第1期	第2期	第3期	第4期	
		平 15.10.1 ～17.9.30	平 17.10.1 ～19.9.30	平 19.12.12 ～21.12.11	平22.3.4～24.3.3	
1	委員長	禿河 徹映	禿河 徹映	禿河 徹映	禿河 徹映 ～平 22.9.30	原野 和夫 平 23.3.28～
2	委員長 代行	原野 和夫	原野 和夫	原野 和夫	原野 和夫 ～平 23.3.28	二宮 充子 平 23.3.28～
3	委員	青木 泰三 ～平 16.1.18 鈴木 善三 平 16.2.13～	鈴木 善三	井上万吉男	井上万吉男	井上万吉男
4	”	星澤 實	星澤 實 ～平 19.1.26 椎原 芳郎 平19.2.6～	椎原 芳郎	椎原 芳郎	椎原 芳郎
5	”	杉本 苑子	杉本 苑子	杉本 苑子	二宮 充子 ～平 23.3.28	堀江 湛
6	”	堀江 湛	堀江 湛	堀江 湛	堀江 湛	渡邊 行久
7	”	山田 馨司	山田 馨司	山田 馨司	渡邊 行久	
8	”	渡邊 行久	渡邊 行久	渡邊 行久		

運営委員会開催状況

回	年月日	議 題
1	15.10.14	(1) 委員長の選任について (2) 議事規則の決定について (3) 委員長代行の指名について (4) 平成15年度年度計画について (5) その他
2	16.3.26	(1) 平成16年度年度計画について (2) その他
3	16.6.29	(1) 平成15事業年度決算報告(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) その他
4	17.3.24	(1) 平成17年度年度計画について (2) その他
5	17.6.30	(1) 平成16事業年度決算報告(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) その他
6	18.3.30	(1) 平成18年度年度計画について (2) その他
7	18.6.29	(1) 平成17事業年度決算報告(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) その他
8	19.2.13	(1) 特別記念事業について (2) 平成18年度年度計画の変更について (3) その他
9	19.3.29	(1) 平成19年度年度計画について (2) その他
10	19.6.28	(1) 平成18事業年度決算報告(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) その他
11	19.3.29	(1) 第2期中期計画(案)について (2) 平成20年度年度計画(案)について (3) 特別記念事業について (4) その他
12	20.6.26	(1) 平成19事業年度決算報告(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) 第1期中期目標期間事業報告書について (3) 第1期中期目標期間終了に伴う積立金処分と国庫納付について (4) その他
13	21.3.19	(1) 平成21年度年度計画(案)について (2) 特別記念事業について (3) その他
14	21.6.29	(1) 平成20事業年度決算報告(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) その他
15	22.3.26	(1) 平成22年度年度計画(案)について (2) 慰霊碑の建立について (3) その他
16	22.6.29	(1) 平成21事業年度決算報告(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) その他
17	23.3.28	(1) 平成23年度年度計画(案)について (2) 特別給付金の支給状況について (3) その他
18	23.6.27	(1) 平成22事業年度決算(事業報告書、決算報告書、財務諸表)について (2) 特別給付金の支給状況について (3) その他

事務局

(~平成22年 9月30日)



中期計画、年度計画に関する事務
庶務、運営委員会等に関する事務
人事、文書、福利厚生に関する事務

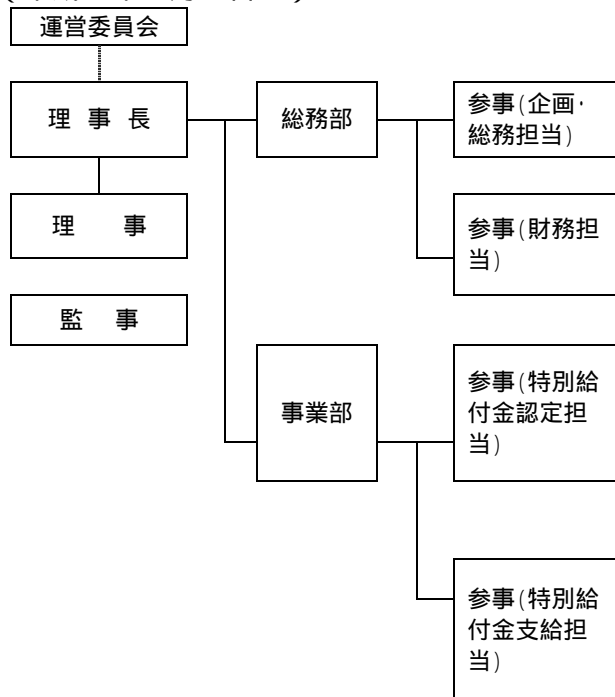
予算、決算、執行、運用資金の管理等に関する事務
物品管理等に関する事務

法第 13 条第 1 項第 4 号の業務に関する事務
法第 13 条第 2 項の業務に関する事務
(戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈、慰労金の請求の受理審査等)

法第 13 条第 1 項第 2 号の業務に関する事務(調査研究)
法第 13 条第 1 項第 3 号の業務に関する事務(他の所掌に属するものを除く)

法第 13 条第 1 項第 1 号の業務に関する事務(資料収集・保管・展示)
法第 13 条第 1 項第 3 号の業務のうち関係者の労苦に関する催しの実施及び援助並びに参加に関する事務

(平成22年10月1日~)



中期計画、年度計画に関する事務
庶務、運営委員会等に関する事務
人事、文書、福利厚生に関する事務

予算、決算、執行、運用資金の管理等に関する事務
物品管理等に関する事務

特別給付金の認定に関する事務
特別給付金請求書の受理、審査等に関する事務
法第 13 条に関する業務(同条第 1 項第 4 号を除く。)の残務処理に関する事務

特別給付金の支給に関する事務
特別給付金の相続受領に関する事務
事業部の所掌事務のうち特別給付金認定担当参事の所掌に属さない事務